

議案第46号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、旅費の種目及び内容の見直しをする必要があるので、本案を提出いたします。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和30年葛飾区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項を削る。

第2条第1項第2号中「財務省令で定める」を削り、同項第4号中「職員については、その住所又は居所」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第5号中「区」を「葛飾区（以下「区」という。）」に改め、同項第6号中「扶養親族」を「家族」に、「職員の配偶者（届出をしないが）」を「内国旅行にあっては、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、）」に改め、「相手方」の次に「（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を、「もの」の次に「をいい、外国旅行にあっては、職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び子で職員と生計を一にするもの」を加え、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

第2条第1項に次の2号を加える。

(8) 遺族 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(9) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他任命権者が別に定める者（以下この号において

「旅行業者等」という。)であって、区と旅行役務提供契約(旅行業者等が区に対して旅行に係る役務その他の任命権者が別に定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、区が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第2項を次のように改める。

2 職員、その配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
- (4) 職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)には、当該職員
- (5) 職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- (6) 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族(配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び子に限る。)が、その死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
- (7) 外国在勤の職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は任命権者が別に定める外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

第3条第5項中「から第3項まで」を「、第2項及び第4項」に、「交通機関の事故又は天災その他やむを得ない」を「天災その他任命権者が別に定める」に、「の金額」を「で任命権者が定める金額」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「第1項、第2項及び前項」に、「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受け

ることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。) が、その出発前に、次条第 3 項の規定により、旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額を、」を「が、次条第 3 項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他任命権者が別に定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で任命権者が定めるものを」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「証人」を「、証人」に、「対して」を「対し、」に改め、同項を同条第 4 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

3 職員が前項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合において、地方公務員法第 16 条各号若しくは第 29 条第 1 項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

第 3 条に次の 1 項を加える。

7 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項に規定する場合において、区が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第 4 条第 1 項中「任命権者又は任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第 3 項中「を変更（取消を含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に改め、同条第 4 項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に、「その旅行に関する」を「任命権者が定める」に、「、これ」を「当該事項」に、「提示し」を「通知し」に改め、同項ただし書中「その旅行に関する」を「当該」に、「し、これを提示する」を「する」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、「、これをその旅行者に提示し」を削り、同条第 6 項を削る。

第 5 条第 1 項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第 6 条を削る。

第 7 条本文中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章に定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同条ただし書中「又は方法によって」を「又は方法により」に改め、同条を第 6 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者若しくは概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの又は旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に必要な資料を添えて、任命権者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 任命権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 任命権者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、任命権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類その他必要な事項は任命権者が定める。

第8条から第13条までを削る。

第2章を次のように改める。

第2章 旅費の種目及び内容

(旅費の種目及び内容)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費、死亡手当及び旅行雑費とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他任命権者が別に定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。ただし、公務上必要な場合として任命権者が認める場合は、この限りでない。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が別に定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分さ

れた船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。ただし、公務上必要な場合として任命権者が認める場合は、この限りでない。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が別に定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1） 運賃

（2） 座席指定料金

（3） 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には最下級の運賃の額とする。ただし、公務上必要な場合として任命権者が認める場合は、この限りでない。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1） 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

（2） 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

（3） 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて

業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）により定められている宿泊費基準額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。この場合において、職員に対応する国の職員は、職務の級が10級以下の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として任命権者が別に定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費（第18条において「交通費」という。）の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国の職員につき省令により定められている宿泊手当の額とする。

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、任命権者が別に定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては5夜分を、外国旅行にあつては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 内国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この
ア及びイにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、
職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当
及び着後滞在費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に
家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、
当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定
した額

(2) 外国旅行にあつては、国家公務員の例に準じて任命権者がその都度定める額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前
項第 1 号イに規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券
の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税その他外国旅行に必要なもの
として任命権者が定める費用の額とする。

（死亡手当）

第20条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方若しく
は子の外国における死亡（第 3 条第 2 項第 5 号又は第 7 号に規定する場合に限る。）に
伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して任命権
者が別に定める定額とする。

（旅行雑費）

第21条 旅行雑費は、公務上特に必要な雑費とし、その額は、任命権者が別に定める費用
の額とする。

第 3 章を削る。

第43条第 1 項中「公用の交通機関宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該」を
「区以外の者から旅費の支給を受ける場合その他」に改め、同条第 2 項中「人事委員会と
協議して」を「任命権者が」に改め、同条を第25条とし、第 4 章中同条の前に次の 3 条を
加える。

（退職者等の旅費）

第22条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第23条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号までの規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて任命権者が定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項、第19条及び第21条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第44条中「第47条」を「第47条第1項若しくは第2項」に、「又はこの」を「又はこの条例の」に改め、同条を第26条とし、同条の次に次の1条を加える。

(旅費の返納)

第27条 任命権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が別に定める。

第45条に見出しとして「（委任）」を付し、同条中「ほか」の次に「、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の」を、「任命権者が」の次に「別に」を加え、同条を第28条とする。

第4章を第3章とする。

附則第2項中「規則の定めによる事項又は」を削り、「てい触しない」を「抵触しない」に改め、「規則又は」を削り、附則第4項を削り、附則第5項中「種類」を「種目」に改め、同項を附則第4項とする。

別表第1及び別表第2を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第4号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の職員の旅費に関する条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第4号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

- 4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の職員の旅費に関する条例第3条第1項から第3項までの規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第27条の規定は、新条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。